

新潟市廃棄物処理施設附属休憩所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 6 月 2 9 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 6 0 号

新潟市廃棄物処理施設附属休憩所条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物処理施設附属休憩所条例（平成 1 6 年新潟市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例

第 1 条中「新潟市廃棄物処理施設附属休憩所（以下「休憩所」を「新潟市廃棄物処理施設附属施設（以下「附属施設」に改める。

第 2 条の表以外の部分中「休憩所」を「附属施設」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	新潟市江南区平賀 1 6 1 番地 1
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	新潟市江南区亀田 1 8 3 5 番地 1
新潟市亀田清掃センター附属運動公園	新潟市江南区亀田 1 8 3 5 番地 1

第 3 条中「休憩所」を「新潟市舞平清掃センター附属休憩所及び新潟市亀田清掃センター附属休憩所（以下「休憩所」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 新潟市亀田清掃センター附属運動公園に運動広場（以下「広場」という。）を置く。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（休憩所の休館日及び開館時間）

第 3 条の 2 休憩所の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

区分	休館日	開館時間
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日） (2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） (3) 12月29日から翌年1月3日まで	午前10時から 午後5時まで
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	(1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） (3) 12月29日から翌年1月6日まで	午前9時から午後5時まで

（広場の供用日及び供用時間等）

第3条の3 広場の供用日は、4月1日から11月30日までとし、その供用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

2 広場の利用時間は、1回の利用につき2時間までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第4条中「（以下「利用者」という。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収時期）

第4条の2 使用料は、休憩所を利用するものが休憩所に入館するときに徴収する。ただし、回数券による場合にあっては、これを発行するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

第7条中「多目的ホール」の次に「又は広場（以下「多目的ホール等」という。）」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「休憩所」を「附属施設」に改め、同条第1号、第2号及び第4号中「休憩所」を「附属施設」に改める。

第13条を第20条とする。

第12条中「休憩所」を「附属施設」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、附属施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に附属施設の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第16条 附属施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、附属施設の指定管理者として指定するものとする。

（1） 附属施設の平等利用が確保されること。

（2） 附属施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 附属施設の利用の許可に関する業務
- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 第13条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 附属施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他附属施設の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11条第1項中「一」を「いずれか」に、「休憩所」を「附属施設」に改め、同条第2項中「休憩所」を「附属施設」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「休憩所」を「附属施設」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「利用者は、休憩所」を「附属施設を利用するもの（以下「利用者」という。）は、附属施設」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第9条第3号中「休憩所」を「附属施設」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(利用の取止めの申出)

第9条 第7条の許可を受けたもの（以下「専用利用者」という。）は、多目的ホール等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

第10条 専用利用者は、多目的ホール等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

別表1の表新潟市舞平処理場附属休憩所の項中「新潟市舞平処理場附属休憩所」を「新潟市舞平清掃センター附属休憩所」に改め、同表新潟市亀田焼却場附属休憩所の項中「新潟市亀田焼却場附属休憩所」を「新潟市亀田清掃センター附属休憩所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(新潟市亀田焼却場附属運動公園条例の廃止)

2 新潟市亀田焼却場附属運動公園条例（平成16年新潟市条例第65号）は、廃止する。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。